

イーブルなごや登録団体（男女平等参画推進団体・女性団体） 申込書

年 月 日

（あて先）イーブルなごや（名古屋市 男女平等参画推進センター・女性会館）

総括管理責任者

（代表者） 住所 〈〒 — 〉

氏名 _____

電話番号 () — _____

FAX番号 () — _____

生年月日 年 月 日 （代表者の生年月日は必須です）

団体の名称		ふりがな	
団体の事務局の所在地 ※ 事務局がある場合のみご記入ください。		〈〒 — 〉	
登録区分		男女平等参画推進団体 ・ 女性団体	
団体の活動目的			
団体の活動状況 ※ これまでの活動実績と現在・今後の活動内容についてご記入ください。			
団体の 連絡先 ※「代表者」と同じ場合は省略可。	住 所	〈〒 — 〉	
	氏 名	ふりがな	
	電話番号	() —	
	FAX番号	() —	
(団体のホームページがある場合) ホームページのアドレス			
電子メールのアドレス			
この申込書の情報の公開の可否 ※ 「可」の場合、イーブルなごやホームページ上で公開させていただきます。		すべて公開可 ・ 「団体の名称」と「ホームページのアドレス」のみ公開可 ・ すべて公開不可 (※ホームページがない場合は、「団体の名称」のみとなります。)	
団体の構成人数		名(女性 名 ・ 男性 名)	
会報の有無		有 ・ 無	
役員数		名(女性 名 ・ 男性 名)	
年間予算		円	
設立年月日		年 月 日	
交通アクセス			
備 考			

※ 1 このお申込みは、イーブルなごやの貸室を利用する団体に対して、事前登録を行うものです。

※ 2 裏面の記載事項にもご留意のうえ、お申込みください。

【留 意 事 項】

1 このお申込みの結果、男女平等参画推進団体または女性団体として認められた団体については、平成26年4月以降イーブルなごや貸室利用する際に、申込開始時期及び利用料金について、名古屋市女性会館条例及び同条例施行規則に定める「男女平等及び参画の推進又は女性教育のために使用する場合」として取り扱います。

2 登録団体とは

平成26年4月から、男女平等参画推進団体、女性団体として貸室を利用するためには、貸室利用団体登録申込を行い、承認を受ける必要があります。

男女平等参画推進団体と女性団体は、それぞれ次の各号の要件を満たす団体とします。（営利団体は除く）

1 男女平等参画推進団体

（1）「男女平等及び参画」、「男女の人権尊重」、「その他男女の平等・自立」の推進を団体の活動目的に

掲げていること。

（2）名古屋市の市域を中心に活動を行っていること。

2 女性団体

（1）申請者が女性のための社会教育活動を行う団体・グループであること。

（2）その団体・グループの代表者が女性であること。

（3）その団体・グループの構成員の過半数が女性であること。

※団体登録しない場合は一般団体として、取り扱わせていただきます。

※現在、一般団体で利用している団体・グループで男女平等参画推進団体、女性団体と思われる場合は受付までお申し出ください。

3 貸室利用の登録団体として認められると、インターネット上で公開するイーブルなごやホームページ内に設定された「施設予約システム」を利用できます。

このシステムでは、貸室の利用のお申込みについて、次のようなサービスを受けられます。

（1）利用月の3か月前の20日から翌月1日の13時までの間、「施設予約システム」により、利用の抽選お申込みができます。（利用者は抽選で決定します。）

（2）（1）による利用者を決定した後、利用月の2か月前の3日から利用日8日前まで、空いている貸室については、いつでも「施設予約システム」により、利用のお申込みができます。（先着順）

4 次に該当する場合には、登録の取消しを行います。

（1）登録が認められた後、2年間イーブルなごやの貸室を利用しなかった場合

（2）イーブルなごやへの連絡を行わずに貸室の利用を取り止めた場合（ただし、やむを得ない理由が認められる場合を除きます。）

（3）利用が認められた貸室を、他の団体などに転貸した場合

（4）その他公の秩序または善良な風俗をみだすおそれがあるなど、イーブルなごやが登録団体として適切でないとした場合

5 前項の（2）～（4）に該当することにより登録が取り消された団体は、その後1年間は再登録できません。

下記の事項を把握できる資料を申込書とあわせてご提出ください。

●団体の名称、発足年、活動目的、活動内容、活動時間・場所、団体の構成員（男女別）、予算、代表者、連絡先などの分かるもの

（団体の規約、会則などを提出ください）

●これまでの具体的な活動内容

（外部に配布したチラシなどの他、内部の打合せ等で使用した資料等でも結構です）

●これまでの主な活動場所（※男女平等参画推進団体のみ）

（名古屋市域を中心に活動していることが分かる資料等）

<対象>

利益を上げるための営利的な活動（株式会社などに限らず、任意団体を含む）を目的とした利用などは、この制度の対象にはなりません。